

平成30年度『湖東三山館あいしょう』新経営プラン策定業務の委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

愛荘町が実施する「『湖東三山館あいしょう』新経営プラン策定業務」の委託に係る受注候補者の選定にあたり、この公募型プロポーザル実施要領に基づき、企画提案(プロポーザル)を実施する。

## 1.業務名

平成30年度『湖東三山館あいしょう』新経営プラン策定業務

## 2.目的

観光振興施設である『湖東三山館あいしょう』（滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺1395-1/指定管理施設）の活性化に向けて、これまでの内部評価分析に加え、専門的な業務改善等を検討・実施するため、コンサルティングによる調査・分析・提案を受け、条例の目的や趣旨を遵守したうえで新たな経営プランを策定するもの。

## 3.業務概要

別紙「平成30年度『湖東三山館あいしょう』新経営プラン策定業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

## 4.履行期間・納品場所

履行期間: 契約締結日から平成31年5月10日(金)まで

納品場所: 愛荘町 産業建設部 農林商工課(秦荘庁舎1階)

## 5.委託限度額

1,998,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

## 6.実施スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、各項目の日程については、決裁権者および検討委員会委員の都合に合わせて適宜調整できるものとする。

実施内容	期日または期限
プロポーザル公告	平成31年1月4日(金)
質問書の提出期限	平成31年1月11日(金) 正午まで
質問に対する回答日	平成31年1月16日(水) 午後5時まで
参加申込受付	平成31年1月21日(月) 正午まで
企画提案書等提出期限	平成31年1月25日(金) 午後5時まで

審査(予定)	平成31年1月29日(火)
審査結果通知・契約締結(予定)	平成31年1月30日(水)

## 7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 公告の日から契約締結日までの間のいずれかの日においても、愛荘町の指名除外措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民生再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。
- (4) 国税および地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)および同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 資本金が1千万円以上であること。
- (7) 過去に本業務と同種または類似の業務実績が1件以上あること。
- (8) 政治団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類似する団体)でないこと。
- (9) 宗教団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)でないこと。

## 8. 質問の受付および回答

### (1) 質問受付

- ① 提出方法: 持参、郵送(簡易書留に限る)または FAX(必ず送信後に確認の電話連絡を入れること)
- ② 提出書類: 様式8
- ③ 提出部数: 1部
- ④ 提出先: 「16.事業主体および事務局」参照
- ⑤ 受付期間: 平成31年1月11日(金) 正午まで ※必着

### (2) 質問回答

- ① 回答日: 平成31年1月16日(水) 午後5時まで
- ② 回答方法: 質問に対する回答は、愛荘町ホームページ上の公告ページ内に掲載する。

## 9. 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限

### (1)参加申込書

- ①提出方法: 持参または郵送(簡易書留に限る) ※FAX によるものは受付しない
- ②提出書類: 様式1
- ③提出部数: 1部
- ④提出先: 「16.事業主体および事務局」参照
- ⑤提出期限: 平成31年1月21日(月) 正午まで

### (2)企画提案書等

- ①提出方法: 持参または郵送(簡易書留に限る) ※FAX によるものは受付しない
- ②提出書類: 様式2～様式7、会社概要資料(会社概要がわかるパンフレット等でも可)
- ③提出部数: 8部
- ④提出先: 「16.事業主体および事務局」参照
- ⑤提出期限: 平成31年1月25日(金) 午後5時まで

### (3)見積書

企画提案書提出と同時に見積書を提出すること。様式は特に指定しないが、表紙、内訳書、人件費内訳書により構成し作成すること。また、表紙には消費税および地方消費税を含んだ額を記載するとともに社印を押すこと。

- ①提出方法: 持参または郵送(簡易書留に限る) ※FAX によるものは受付しない
- ②提出書類: 見積書(様式は任意)
- ③提出部数: 1部
- ④提出先: 「16.事業主体および事務局」参照
- ⑤提出期限: 平成31年1月25日(金) 午後5時まで

## 10. 企画提案書の作成および記載上の留意事項

### (1)企画提案書作成上の留意事項

別紙「仕様書」を参照し、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものである。よって、「仕様書」に記載の委託業務内容の一部のみの提出や、記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

### (2)企画提案書の作成方法

企画提案書に係る様式は、様式2～様式7(A4版)に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

### (3)業務提案企画書(様式7)の記載方法について

別紙「仕様書」の「4.委託業務内容」について、本業務に対する提案者の考え方や取り組み方、本業務の全体スケジュールと作業の進め方、独自提案内容について記載を行うこと。

(4)「参加申込書」の提出がない者は、企画提案書の提出を受け付けないものとする。

## 11. 企画提案書の無効

提出書類について、この書面および別添資料に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

## 12. 参加辞退の意思表示

参加申込書(様式1)を提出したが、参加を途中で取りやめる場合は、辞退届(様式9)を提出すること。

期限は、平成31年1月25日(金)午後5時までとし、FAXにて提出すること。

## 13. 委託候補者の選定

### (1) 審査選定方法

提案者が参加資格要件に該当する旨を確認した後、提案された企画提案書等の項目審査、見積書の提案価格による総合的な判断を『湖東三山館あいしょう』新経営プラン策定業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、選定委員の総合得点が最も高い業者を1社決定する。ただし、総合得点が同点の場合は、委員長を除く委員で投票し決定する。

選定委員会の審査結果を受け、総合得点が最も高い提案業者に対して、本業務の契約交渉を行う。ただし、契約交渉が成立しない場合は、次点の提案業者と契約交渉を行う。

提案業者は、審査の経緯および結果についての意義申し立てを行うことはできない。

### (2) 評価項目および評価基準

「(別紙) 評価基準表」のとおり

### (3) 審査予定日

平成31年1月29日(火)

### (4) 審査実施後、速やかに文書により通知する。

なお、審査結果に対する異議の申立ておよび審査内容についての問合せは、一切受け付けない。

## 14. 失格条件

次に掲げる事由が生じた場合、プロポーザルの参加資格または業者の決定を取り消す。

- (1) 参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合。
- (2) 企画提案書等提出書類の提出期限が守れなかった場合。
- (3) 企画提案書等提出書類に不足があった場合。
- (4) 同一の業者が2以上の企画提案書を提出した場合。

- (5) 企画提案書等の作成に係る不正行為や虚偽が認められた場合。
- (6) 企画提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合。

## 15. その他の事項

- (1) 採択された企画提案書の著作権事業の成果は、本町に帰属する。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 「5. 委託限度額」の金額を超える提案、「7. 参加資格要件」のすべてを満たさない提案者は失格とする。
- (4) 本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出期限以降における企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があったときは、愛荘町情報公開条例に基づき非公開情報を除いて公開する。
- (7) 参加申込時の提出書類および辞退届、企画提案書提出時の提出書類は返却しない。
- (8) 本要領に定めた提出書類以外の書類が提出されても、審査の対象としない。
- (9) 現地説明会は行なわない。
- (10) 企画提案書の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。
- (11) 本要領に示した書類のほか、町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

## 16. 事業主体および事務局

- (1) 契約者 愛荘町長 有村 国知
- (2) 担当 愛荘町 産業建設部 農林商工課 小林
- (3) 住所 〒529-1234  
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地（秦荘庁舎1階）  
TEL 0749-37-8051（直通）  
FAX 0749-37-4444  
E-mail norin@town.aisho.lg.jp